

「三重県飲食店時短要請等協力金（第6期）」の対象期間を延長します」

お世話になっております。

令和4年2月10日に「三重県まん延防止等重点措置」の期間が延長されたことに伴い、「三重県飲食店時短要請等協力金（第6期）」についても対象期間を延長することとし、併せて実施していた「三重県飲食店時短要請等協力金（第6期）早期支給」の申請受付期間を延長されます。

なお、協力金（本申請）の申請受付等については、要請期間の終了後に改めて公表されます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にご協力お願いいたします。

●対象期間

令和4年1月21日（金）から令和4年3月6日（日）まで

●対象地域

令和4年1月31日（月）以降 県内全域

●対象店舗

県内で通常時に20時（認証店が21時までの時短営業を選択する場合は21時）を越えて営業する飲食店

●要請内容

- ・営業時間を20時までに短縮すること。
- ・酒類の提供を行わないこと（持込含む）。
- ・同一グループの同一テーブルでの利用を原則4人以下とすること。
- ・業種別ガイドラインを遵守すること。

●主な支給要件

- ・県内の飲食店であり、要請内容を遵守していること。
- ・要請の期間中、県内の全店舗において時短営業等に全面的に協力いただくこと。
- ・令和4年1月20日（東紀州地域は1月30日）以前から、食品衛生法上の有効な許可を取得しており、かつ、要請期間の全てを通して有効であること。
- ・令和4年1月7日時点で、通常の営業終了時刻が20時（認証店が21時までの時短営業を選択する場合は21時）を越えていること。
- ・同一グループの同一テーブルでの利用を原則4人以下とすること。

●お問い合わせ先

三重県飲食店時短要請等協力金相談窓口

電話番号 059-224-2335

開設期間 3月18日（金）まで ※土日祝を除く

開設時間 9時から17時まで

●参考資料

- ・三重県ホームページ

<https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0031500343.htm>

- ・三重県飲食店時短要請等協力金（第6期）について

https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/p0016400027_00039.htm

- ・三重県飲食店時短要請等協力金（第6期）早期支給について

https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/p0016400027_00040.htm